

諸外国における国境離島に係る取組事例

資料5

中国

- ・03年に無人島の管理の強化及び生態環境の保護、国家の海洋権益及び国防面の安全の維持を目的として、「無人海洋島保護及び利用管理規定」を公布・施行。
- ・同規定において、無人島が国の所有に属すること、国が名称管理を実施すること、無人島の機能を分類した上で管理計画を策定すること、利用を規制すること(特に、領海基点となる無人島は厳格に規制)ことなどを規定。
- ・10年に上記管理規定の上位法として「海島保護法」を施行。同法においては、有人島も対象としており、有人島については、開発・建設する際に、環境影響評価の実施、計画の策定等を義務付け、無人島については、利用許可がなければ、採石等の採取、建設、観光等の活動は禁止。

韓国

- ・10年に無人島とその周辺海域を体系的に管理することを目的として、「無人島嶼保全管理法」を施行。
- ・同法において、無人島嶼について、国が総合管理計画を策定すること、実態調査を10年毎に実施することなどが定められた他、無人島嶼を4類型に分類した上で、類型毎に各種行為規制措置を規定。
- ・なお、領海基点となる無人島嶼については、国が特別管理計画を策定することができることとされている他、国に対して定期的な報告及び管理体系の作成や形状破壊防止措置の実施を義務付け。

アメリカ

- ・00年、北西ハワイ諸島(軍人、調査員が駐留する島はあるが定住者はいない)において、EEZの基点となる10島の周囲に面積約36万km²のMPA「サンゴ礁生態系リザーブ」を設定。
- ・06年、同諸島及び周辺海域を北西ハワイ諸島海洋国立モニュメントに指定。漁業の禁止、採掘を含むアクセス規制等を実施。
- ・08年、国際海事機関(IMO)が特別敏感海域(PSSA)に認定。また、10年には全域が世界遺産に登録。
- ・09年、「マリアナ海溝」、「太平洋離島」及び「ローズ環礁」の3つの海洋国立モニュメントを新たに指定。

フランス

- ・82年にフランス南方・南海領土(TAAF)^(※)(軍人、気象観測員が駐留する島はあるが定住者はいない)のケルゲレン諸島と440km離れたオーストラリアのハード島及びマクドナルド島との間で漁業水域の境界画定協定を締結。
- ・06年にTAAFの島嶼部及び周辺海域に「TAAF国立自然保護区」を設定し、動植物の持ち込み、鉱物資源の調査・開発等が禁止された他、漁業は規制又は禁止投錨が許可制となるなど各種規制を実施。

(※)ケルゲレン諸島、クローゼ群島、アムステルダム島及びサンポール島、アデリー(南極大陸に所在)、散在諸島の5地区から構成される海外領土

メキシコ

- ・12年、「メキシコの島嶼領土の保全と持続可能な開発のための国家戦略」を作成し、島嶼領土の主張、環境保全、持続可能な開発を柱とする管理体制の整備に着手。
- ・ここでは、EEZ等の基点となる絶海孤島を優先島嶼と位置付け、生態系の保護、インフラ整備、環境調査等の施策の展開を構想。

オーストラリア

- ・本土から南西に4,000km離れた無人島であるハード島(368km²)及びマクドナルド島(1km²)について、53年に「ハード島及びマクドナルド島法」を制定し、野生動物の保護に着手。
- ・79年に200海里漁業水域を設定し、82年には440km離れた仏領ケルゲレン諸島との間で漁業水域の境界画定協定を締結。
- ・87年に開発を規制する管理計画が準備され、96年に「ハード島野生生物保護区管理計画」として発効。
- ・97年、両島及び周辺海域を世界自然遺産に登録。
- ・02年に両島及び周辺海域を「連邦海洋リザーブ」(MPA)(約65万km²)に指定。05年には管理計画を策定し、商業漁業活動を禁止。
- ・北東岸のサンゴ海についても、各種MPAを設定して管理してきたが、12年には「サンゴ海連邦海洋リザーブ」を新たに指定。その面積は約99万km²で世界最大のMPA。

キリバス

- ・06年に8つの環礁(多くの島は海拔2m以下の無人島で有人島は1島のみ)、2つの水面下のサンゴ礁等から成るMPA「フェニックス諸島保護地域」を設定。08年には範囲を拡大し、面積が倍増(約41万km²)。

加々美康彦「海洋基本法制定以後の離島管理関連法制の展開とその意義—もう一つの「島の制度」を求めて—」、海洋政策研究財団「平成20年度 沖ノ島島の維持再生に関する調査研究報告書」(平成21年3月)、海洋政策研究財団「平成21年度 各国及び国際社会の海洋政策の動向報告書」(平成22年3月)資料4、海洋政策研究財団「平成22年度 各国及び国際社会の海洋政策の動向報告書(参考資料編)」(平成23年3月)より作成

中国及び韓国における離島の保全・管理に係る法律の概要

	中国	韓国	日本
法律名等	海島保護法 ^{注1)}	無人島嶼の保全及び管理に関する法律 ^{注2)}	離島の基本方針 ^{注3)} 低潮線保全法 ^{注4)} 、低潮線保全基本計画 ^{注5)}
目的	海島及びその周辺海域の生態系の保護 海島の天然資源の合理的な開発、利用 国の海洋権益の保護 (第1条)	無人島嶼とその周辺海域の体系的整理 (第1条)	管轄海域における適切な権利の行使及び義務の履行等を通じた海洋管理 (離島の基本方針) 排他的経済水域等の保全及び利用の促進 (低潮線保全法)
島の名称	国の地名管理機関及び国務院の海洋主管部門が定め、公布 (第6条)	新規発見無人島嶼に対する公式名称付与のために、国土地理情報院及び地方自治体等、関連機関との業務協力を強化、各級の地名委員会と緊密な協力を通じて無人島嶼の名称付与を速やかに推進 (無人島嶼総合管理計画)	排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、名称を決定し付与。領海の外縁を根拠付ける離島についても、同様に取組みを実施 (離島の基本方針)
島の保全・管理の計画	国務院が全国海島保護計画、沿海省・自治区が省域海島保護計画、沿海市・県・鎮が県域海島保護計画を作成 (第8～13条)	国土海洋部長官が無人島嶼総合管理計画及びを策定、施行 (第6条) 領海基点無人島嶼については、同長官が特別管理計画の策定・施行が可能 (第7条)	海洋基本法及び海洋基本計画に基づき「離島の基本方針」を策定。また、離島の基本方針を踏まえ、「低潮線保全法」を施行、同法に基づき「低潮線保全基本計画」を策定
島の保全、開発規制	<p>【一般規定】 自然保護区内にある海岸線の改変の禁止、サンゴ礁の採取、破壊の禁止等 (第16条)</p> <p>【有人海島】 開発、建設における環境影響評価の実施 島及び周辺海域における開発禁止区域、開発制限区域の設定し、植生荒廃等を防ぐ措置を実施 (第24条) 建設工事計画策定、生態系を破壊した場合の修復 (第25条) 砂浜における建築物又は施設の建設、海砂の採取を厳格に規制 (第26条) 埋立て工事、護岸工事等、海岸線を改変する行為を厳格に規制 (第27条)</p> <p>【無人海島】 利用許可を得てない場合、採石、海砂の採取、林木の伐採及び生産、建設、観光等の活動を禁止 (第28条) 生物及び非生物標本の採集を厳格に規制 (第29条) 全国海島保護計画で定めている利用可能な無人海島を開発、利用する場合は、省、自治区、直轄市の人民政府の許可が必要 (第30条)</p>	<p>【絶対保全無人島嶼】 出入の原則禁止 (第13条) 建設物又は工作物の新設及び増改築、土地の形質変更、野生動・植物の搬出入等の原則禁止 (第12条)</p> <p>【準保全無人島嶼】 自然環境又は生態系の保護のために緊急措置が必要な場合、一定期間、出入を制限 (第14条) 建設物又は工作物の新設及び増改築、土地の形質変更、野生動・植物の搬出入等の原則禁止 (第12条)</p> <p>【利用可能無人島嶼】 海洋レジャー活動、観覧を目的とした探訪行為等、無人島嶼の形状を破壊しない範囲内の行為は可能 (第15条)</p> <p>【開発可能無人島嶼】 開発事業計画の作成、管轄市・道知事の承認(一定規模以上は国土海洋部長官の承認)が必要 (第16条)</p> <p>国土海洋部長官は、無人島嶼を次の区分による管理類型別に指定し、告示。(第10～11条) 1. 絶対保全無人島嶼、2. 準保全無人島嶼 3. 利用可能無人島嶼、4. 開発可能無人島嶼</p>	<p>離島の開発等を行う際には、自然環境への影響を回避・低減するよう努めるとともに、土砂等の流出、生活排水の流出等に伴う海域の汚染に対策を実施 (離島の基本方針)</p>

中国及び韓国における離島の保全・管理に係る法律の概要

	中国	韓国	日本
管轄海域の基点となる島の保全	<p>国は領海基点にある海島等について特別保護を実施 (第36条)</p> <p>領海基点にある海島は、海島が所在する省、自治区、直轄市の人民政府が保護範囲を定め、国务院の海洋主管部門に届け出</p> <p>領海基点及びその保護範囲の周辺には、はっきりと目立つ標識を設置</p> <p>領海基点の保護範囲では、建設工事及び当該区域の地形を改変する可能性のあるその他の活動の原則禁止 (第37条)</p>	<p>国土海洋部長官は、領海基点無人島嶼の保護のため、特別管理計画の施行に必要な措置を実施</p> <p>島嶼の形状が破壊又は破壊される恐れがある場合に備えて、定期的な報告及び管理体系を作成の他、予算の範囲内で追加的な破壊を防止するための措置を実施 (第19条)</p>	<p>排他的経済水域等の基礎となっている低潮線について、低潮線保全区域を指定し、土砂の採取等低潮線の保全に支障を及ぼす行為を規制 (低潮線保全法)</p>
島の所有	<p>無人海島は国に帰属。 (第4条)</p>	<p>国又は地方自治体は、絶対保全無人島嶼と準保全無人島嶼の保全のために必要であると認められる場合には、土地等の所有者と協議して、土地等の買収が可能。 (第23条)</p> <p>絶対保全無人島嶼又は準保全無人島嶼の指定に伴い土地を従前の用途として使用することができず、その効用が著しく減少した土地の所有者は、国土海洋部長官にその土地の買収を請求することが可能。 (第24条)</p> <p>〔 実態調査の過程を通じて新規に発見された無人島嶼に対しては、「国有財産法」による手続を経て、国有化及び地籍公簿への登録を実施。 (無人島嶼総合管理計画) 〕</p>	<p>排他的経済水域等の基礎となる低潮線の周辺の無主の土地について、国有財産化を実施。 (離島の基本方針、低潮線保全基本計画)</p>
標識の設置	<p>沿海にある県級以上の地方人民政府が設置。 (第6条)</p>	<p>規定無し。</p>	<p>規定無し。 必要に応じて、低潮線保全区域を周知するための看板を設置。(予算措置)</p>

中国及び韓国における離島の保全・管理に係る法律の概要

	中国	韓国	日本
島の調査	国は海島の統計調査制度を整備。国务院の海洋主管部門は、海島総合統計調査計画を策定、実施し、海島統計調査公報において公表（第14条）	国土海洋部長官は、無人島嶼に対する総合的な実態調査を10年毎に実施（第9条）	排他的経済水域等の範囲を決定する基線を構成する離島及び低潮高地について、その位置、形状等の基本的情報の把握 排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、国有地の状況等土地の保有・登記状況、当該離島及び周辺海域の利用状況、自然環境の状況、歴史的経緯等に関する調査を実施。これ以外の離島については、離島の重要性に応じて順次実施（離島の基本方針） 低潮線及びその周辺の現状把握、海図への反映を図るための必要な調査を実施（低潮線保全基本計画）
島に関する情報管理	国は海島管理情報システムを構築し、海島の天然資源についての調査、評価を行い、海島の保護、利用等の状況に対する監視、モニタリングを実施。（第15条）	国土海洋部長官は、無人島嶼及びその周辺海域に対する総合情報体系を構築・運営することが可能。（第4条）	低潮線に係る位置、行政区分、図面、写真、利用状況等の情報及び低潮線の所在する離島に係る名称、位置、施設等の情報を管理・共有するための低潮線データベースの構築を推進（低潮線保全基本計画）

(注1) 出典：海洋政策研究財団「各国及び国際社会の海洋政策の動向報告書」(平成22年3月)資料4

(注2) 出典：海洋政策研究財団「各国および国際社会の海洋政策の動向報告書(参考資料編)」(平成23年3月)

(注3) 海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(平成21年12月総合海洋政策本部決定)

(注4) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成22年6月施行)

(注5) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画(平成22年7月閣議決定(平成23年5月一部変更))